

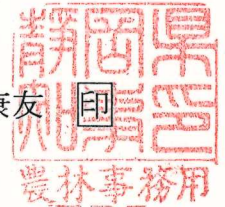
公 告

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型））西浦みかん立保古宇地区）の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の計画の概要を縦覧するので、この旨を公告する。

なお、この計画の概要に意見のある者は、令和7年9月26日までに意見書を提出されたい。

令和7年8月27日

静岡県知事 鈴木 康友



- 1 縦覧する書類の名称
県営土地改良事業計画変更概要書
- 2 縦覧期間
令和7年8月27日から令和7年9月26日まで
- 3 縦覧場所
静岡県東部農林事務所（沼津市高島本町1－3 静岡県東部総合庁舎内）
静岡県東部農林事務所のホームページ
（<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>）
- 4 意見書の提出方法
書面にて県知事あて提出
- 5 意見書の提出先
静岡県東部農林事務所（担当：用地管理課）